

## 第2回 日本国憲法の制定過程

～日本国憲法は「押しつけられた」のか～

2004.7.13 憲法を学ぶ会

奥野恒久（室蘭工業大学）

憲法をめぐる動き

- ・参議院選直前に相次いで出された改憲構想
  - 自民党憲法改正プロジェクトチーム「論点整理」(6.10)、公明党憲法調査会「論点整理」(6.16)、民主党「憲法提案中間報告」(6.22)
- ・教育基本法「改正」の動き
  - 教育基本法改正促進委員会の総会で大綱を決定(6.11)、教育基本法改正に関する与党協議会にて自民・公明が中間報告(6.16)
- ・有事関連7法が成立(6.14)
- ・小泉首相、シーアアイランド・サミットでイラク多国籍軍への参加を表明(6.10)
- ・小泉首相、「集団的自衛権の行使容認を憲法を改正して明記すべき」(6.27 NHKの党首討論番組で)
- ・2004年版防衛白書が閣議で了承(7.6)
- ・参議院選挙(7.11)
- ・加藤周一、大江健三郎らが「九条の会」を発足(6.10)

改憲論に見られる「憲法」観の変化

- ・「我々は、憲法には最高法規としての国民行為規範という要素もあることを頭に置いています」(保岡興治(自民党憲法調査会会長)、高橋哲哉との対談にて『週刊金曜日』513号)
- ・「新しいタイプの憲法は、何よりもまず、日本国民の意思を表明し、世界に対して國のあり方を示す一種の『宣言』としての意味合いを強く持つものでなければならない。そのことを通じて、これを国民と國家の強い規範として、国民一人ひとりがどのような価値を基本に行動をとるべきなのかを示すものであることが望ましい」(民主党「憲法提案中間報告」)

国家権力を拘束する規範 国民・国家の目標 国民の価値規範、国民の行動規範  
国民が、「あなたの行為は憲法に違反している」と咎められる、憲法を手段にして国民の価値観(内心の問題)に国家が入り込む社会に？

### (1) 日本国憲法制定史

1941年

12.8 真珠湾攻撃により太平洋戦争開戦

1942年

4.30 「翼賛選挙」としての衆議院選挙

…翼賛政治体制協議会が候補者を推薦し、これら候補者に臨時軍事費から5000円の選挙資金を与える 推薦候補381人当選。非推薦当選者85人。

1945年

- 8.14 ポツダム宣言を受諾し、日本、敗戦
- 8.15 天皇の「玉音放送」。「間接統治」型で占領
- 10.11 マッカーサー連合国軍最高司令官、幣原喜重郎首相に大日本帝国憲法の改正を示唆
- 10.13 憲法問題調査会（松本烝治委員会）の設置を閣議決定
- 10.27 松本委員会第 - 回総会
- 12.27 憲法研究会、「憲法草案要綱」を発表
- 12.28 高野岩三郎、「改正憲法私案要綱」を発表

1946年

- 1.18 ソ連、オーストラリア、ニュージーランドが、天皇を含む戦争犯罪人名簿を提出
- 1.21 自由党、「憲法改正要綱」を発表
- 2. 1 毎日新聞、松本私案をスクープ
- 2. 3 マ司令官、GHQ民政局（局長ホイットニー）に日本国憲法草案の作成を命令（マッカーサー3原則（第2原則で自衛戦争をも否定）をもとに）
- 2. 8 日本政府、「憲法改正要綱」（松本案）をGHQに提出
- 2.13 GHQ、「松本案」を拒否、GHQ案（マッカーサー草案（自衛戦争の放棄は明言されていない・ケーディス（民政局次長）修正））を日本側に提示
- 2.14 進歩党、「憲法改正案要綱」を発表
- 2.23 社会党、「新憲法要綱」を発表
- 3. 6 政府、「憲法改正草案要綱」を発表
- 4.10 新選挙法による衆議院議員総選挙
- 4.17 政府、「憲法改正草案」を発表
- 6.20 第90回帝国議会に「憲法改正草案」を提出。小委員会にて「芦田修正」（9条2項のはじめに「前項の目的を達するため」との文言を入れる）
- 7. 8 共産党、「日本人民共和国憲法（草案）」を発表
- 8.24 憲法草案、衆議院で修正可決
- 10. 6 憲法草案、貴族院で修正可決
- 10. 7 衆議院、貴族院の修正案を可決
- 11. 3 日本国憲法公布

1947年

- 5. 3 日本国憲法施行

## （2）日本国憲法の制定過程をめぐる問題（「押しつけ憲法」論）

- ・法的：ハーグ陸戦法規（1907）違反
  - 43条「国の権力が事実上占領者の手に移ったとき、占領者は、…占領地の現行法律を尊重しなければならない」  
実際には明治憲法73条にしたがって改正された
- ・政治的：日本国憲法は、敗戦後の占領下で占領勢力の関与のもとで制定されたのである

り、日本国民が主体的につくったものとはいえない

### ( 3 )「押しつけ」の意味

当時の非民主的な政府に、GHQが、GHQ案を基礎とするよう押しつけた

憲法研究会の案などが参考にされている

松本案は、なぜGHQに拒否されたのか？

「天皇ハ至尊ニシテ侵スヘカラス」「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」 極めて保守的「今更のことではないが、あまりにも保守的、現状維持的なものにすぎないことを失望しない者は少ないと思う」(『毎日』1946.2.1)

「憲法改正草案要綱」を国民世論は圧倒的に支持

(例)『毎日』1946.5.27

「象徴天皇」に賛成 85%、「戦争放棄」に賛成 70%

GHQ案に基づきこれを修正した政府「憲法改正草案」は、1945年12月改正の新選挙法（初めての婦人参政権など民主化された選挙法）による1946年4月10日の総選挙で選出された衆議院議員を含む第90帝国議会で審議

### ( 4 )今、「押しつけ」を問題にする意味

加藤典洋の「憲法選び直し」論

「事実を見れば、わたし達は、この押しつけられた平和憲法を、さまざまな国際環境の動因による縄引きに翻弄されながら、とにもかくにもかろうじて自力で保持してきた。

わたし達はこの憲法を強制された。しかし、以後、この憲法の理念を自分のものとし、何とか自分の決定において半世紀の間これを保持し、いまでは、何だ、平和憲法というものは米旧ソ超大国を蝕んだ産軍複合体の発生を防止する、案外使えるものじゃないか、というような自前の評価をもつまで、これを白分ふうに、根づかせてきている。

しかし、その結果、わたし達は憲法を憲法として尊重しない、不思議な立憲国国民になった」

A、護憲派

- ・実質的憲法「かちとり」説…平和憲法は当時の旧体質の日本政府にこそ「押しつけ」られたが、民主的改革を望んでいた日本人民には熱烈に支持された
- ・憲法形見説…平和条項は戦争の犠牲者によって日本国民に与えられた贈り物
- ・押しつけ消化説…押しつけられたのは事実だが、以後、実質的に日本国民により長きにわたって保持されることで、当初の「汚れ」は消えている

B、改憲派…自主憲法制定論

A・Bともに、「押しつけられた」という事実と、平和憲法のすぐれた価値という内容の間の矛盾（「ねじれ」）を直視していない

強制されたものを・いま・自発的に・もう一度、「選び直す」べき。この憲法の精神を尊重するゆえに、この憲法をもう一度、「選び直す」べき

（加藤典洋『敗戦後論』講談社、1997）

民主党『憲法提案中間報告』

「いま、その場凌ぎの対応を繰り返す政府によって憲法の『空洞化』が進み、いわゆる条文上の文言を守ることに汲々として憲法の『形骸化』を放置する状況に直面し、私たちは、21世紀の新しい時代に応える創造的な憲法論議が必要だとの思いを強くしている」

「いまや、憲法は『クローゼット中に』押し込まれて、国民の日常生活や現実政治とは遠いところに置かれている。どのような立派な法であっても、それが不断に守られ、生かされるのでなければ、国の枠組みあり方を規制する基本法としての役割は果たせない。この現状を克服し、『法の支配』を確立することがいま何よりも必要である。

未来志向の憲法を打ち立てるに際しては、国民の強い意志がそこに反映されることが重要である。しかし、日本ではこれまで、憲法制定や改正において、日本国民の意思がそのまま反映される国民投票を一度も経験したことがない。私たちは、憲法を国民の手に取り戻すためにも、やはり国民による直接的な意思の表明と選択が大事であることを強く受け止めている」

- ・傍観者のような中立的なスタンス。「法の支配」を確立する努力をすることなく、法を変えることによって、「法の支配」は確立するのか？
- ・憲法の価値・中身以上に、憲法を創ることに意味を見いだしているのでは？
- ・国民の意志の反映として、国民投票を強調する特殊な民主主義觀

#### 憲法の実質化

「憲法について大事なのは、それがつくられた瞬間よりも、その周囲にさまざまな法律がつくられ、判例が蓄積され、慣行が確立し、人々の考え方が固まってくる、という具合に、さまざまなブラックティスが蓄積した経緯ではないか」

(杉田敦「政治と憲法」全国憲法研究会編『憲法研究』15号、三省堂、2004)

### (5) 憲法改正をめぐる学説

a、改正無限界説…憲法改正の手続を踏めば、どのような内容の変更も可能

明治憲法73条、日本国憲法96条

b、改正限界説…改正手続を踏んでも、なお変更できない条項・事項がある

憲法の同一性・継続性をそこなうもの、憲法秩序の本質的部分

憲法のなかに、改正できる規定と、できない規定の2種がある

憲法制定権力の所在や憲法制定権力と不可分に結び付いた価値原理

「憲法をつくる権力」「憲法でつくられた権力」

主権

同一性・継続性をそこなう憲法の変更は、法的意味の革命による憲法の廃棄と新憲法の制定

憲法改正はあくまで既存の憲法を前提になされる

### (6) 日本国憲法成立の法理

- ・日本国憲法は、明治憲法73条の改正手続にもとづいて成立
- ・明治憲法：天皇主権　日本国憲法：国民主権
- ・多数説は、改正限界説

a、八月革命説（宮沢俊義）

- ・「日本国民の自由意思による民主的平和的政治形態の樹立」（＝国民主権原理の確立）を含むポツダム宣言を受諾した時点で法的「革命」があった
- ・明治憲法中国民主権原理と矛盾・抵触する部分 効力を失う  
    国民主権と矛盾・抵触しない部分（改正手続） 効力はある

b、改正無限界説に立ちつつ、憲法の「改正」と「改悪」を峻別（田畠忍、上田勝美）

- ・歴史の発展法則にのっとった変更 「改正」
- ・歴史の発展法則に逆行する変更 「改悪」

【参照】渋谷秀樹『憲法への招待』（岩波新書）2001年P.22～30